

「手話は言語」鳥取県で条例化

手話を学校などで教え、手話を必要とする人と互いに理解しあえる社会の実現を目指す鳥取県の「手話言語条例」案が4日、県議会の常任委員会会で可決された。8日の本会議で成立の見通し。県によると、県民や市町村に手話普及への努力を求める条例は全国初という。

普及へ環境整備

条例案では、手話を「独自の言語体系を有する文化的所産」とし、手話を使いやすい環境整備を求める。

県は、学校での手話教育や、窓口業務にあたる市町村職員向けの手話講座開催などの予算2200万円も提案した。

鳥取県の平井伸治知事は大学時代に手話通訳の経験があり、2008年にまとめた県の将来展望で手話を「言語」と明記していた。